

ビジネスアシスト月報 1月号

2026/1/1

1. 技能実習(育成労)・特定技能に関するニュース

①制度改正、法改正について

2027年度に育成労法が施行されるにあたり、現在各省庁において省令作成が進められております。育成労以外の外国人就労に関する法に関しても随時改正が行われており、その都度対応に四苦八苦している状況が続いております。

弊組合では1/23(金)の説明会にて大枠の説明を考えておりますが、直近1/1(木)から改正法が施行される案件等もあります。

(1)改正行政書士法(令和8年1月1日施行)

- ・無資格者による有償での入管提出書類作成が禁止されることがより明確になる
- ・違法な書類作成を行った個人だけでなく所属する法人も処罰対象となる

上記改正により、入管申請書類の作成に関し、登録支援機関がその書類作成を行うことができなくなり、提出する書類は受け入れ企業または行政書士が作成したものでなくてはならなくなります。※一旦は現状のまま、23日に詳しく説明いたします。

(2)育成労制度に関して、費用面での懸念

- ・ベトナムでは現在実習生から3,600ドル(約55万円)までの徴収が可能だが、育成労制度になると給与2か月分(約40万円)が上限となるため、差額約15万円の費用負担が考えられる。
- ・日本語能力に関しA1、A2といった資格取得が必須となり、入国後に未取得者に対しては認定日本語教員による100時間の講習が必要となる(教育費用増)。

(3)育成労・特定技能1号を合わせた受け入れ見込数

政府は23日午前、2028年度末までに最大で計123万1900人の外国人労働者を受け入れるとする上限案を有識者会議に示した。在留資格「特定技能」制度で約80万人、技能実習に代わって27年から開始する「育成労」制度で約42万人を見込む。

令和1年3月までの受け入れ見込数																				
															：既存分野					
															：既存分野のうち新たな業務等を追加する分野					
分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネン・アプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能 (R6.設定)	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200	26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700			1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※ 1号特定技能外国人及び育成労外国人の受け入れ見込数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、それぞれ分野ごとに在留する外国人の上限として運用するもの。

※育成労については、令和9年4月(制度開始)からの受け入れ。

※ 1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人(いずれも令和7年6月末の在留者数)

飲食料品製造の技能実習生は現在約9万人、特定技能1号も約9万人在留しています。特定技能の人数枠も来年には上限に達するのではないかと予測されます。

上限に達した場合、更なる人数枠増になるのか受け入れ停止となるのか未定ですが近く上限に達することは間違いたりません。

上記の詳しい内容含め、1/23(金)の育成労説明会で説明させていただきます。是非この機会にご参加いただきますようお願い申し上げます。